

性の多様性と社会福祉をめぐる議論における問題とは何か？

宮 崎 理

性の多様性と社会福祉をめぐる議論における問題とは何か？

What is the issue on argument about sexual diversity and social welfare?

宮 崎 理

1. 背景と問題設定

2011年6月17日、ジュネーブで開かれていた国連人権理事会において、「人権と性的指向および性自認 (=Human rights, sexual orientation and gender identity)」¹ に関する決議案が可決された。国際的な人権団体ヒューマン・ライツ・ウォッチの「レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの権利プログラム」のグラエム・レイド局長が「画期的な前進」と述べたように²、この決議案の可決は、人びとの性の多様性と人権に関する問題に対して大きな影響を与える出来事となった。

この決議の画期的な点は、以下の二点である。第一に、国際人権理事会が、性的指向と性自認に基づく差別を非難するという明確な姿勢を初めて示したことである。決議では、「世界のすべての地域において、個人に対し、性的指向及び性別自認を理由とした暴力や差別の行為が加えられていることについて懸念を表明」と謳われている。

このように謳われた決議案が可決されたこと自体が、各国政府に対して、人びとの性の多様性に関する事柄を人権問題として取り組むよう強いメッセージを送ることになるであろう。世界的な潮流として、性の多様性に関する事柄が、人権における一つの重要な課題

となりつつあることが示されたのである。

第二の画期的な点は、性的指向や性自認を理由とした差別を解消していくために、国連人権理事会が取り組むべき行動の具体的な計画が示されたことである。可決された決議では、国連人権高等弁務官に対し、「世界のすべての地域で、性的指向及び性別自認を理由とした差別的な法律や慣習、個人に対する暴力行為、並びに、差別に関するいかなる免責も排除するために国際人権法がどのように適用されているのかを明らかにするため、2011年12月までに調査を行うよう要請することを決めた」と述べられている。この調査の結果は、2012年3月に開催される予定の人権理事会第19期会において報告される予定であり、「性的指向及び性別自認を理由とした差別的な法律や慣習、暴力的行為に関する建設的で見識あり、かつ、透明性ある対話を行うために、討論会を開催することを決めた」とも記述されている。

これは、国連における性の多様性に関する問題の議論など、これまでの国際的な取り組みの流れをくむものである。この度の決議案可決によって、性の多様性に関するこれまでの国際的な取り組みが結実し、具体的に行動する段階へと移行しつつあることが示されたのである。

「人権と性的指向および性自認」に関する

決議案には、日本も賛成を投じた。では、日本における人びとの多様な性と人権をめぐる現状は、いかなるものなのであろうか。

2008年10月、国連の自由権規約委員会は、第5回日本政府報告書の審査の見解を発表し、日本政府に対して具体的な改善勧告をおこなった³。自由権規約委員会は、改善勧告において、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー（以下、LGBT）の人びとに対する差別の例として、「公営住宅法23条1項」の文言が、異性同士のカップルを前提としたものとなっており、同性同士のカップルによる賃貸が排除されていることや、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」においては、同性同士のカップルが保護の対象から外れていることを指摘している。そして、自由権規約委員会は、LGBTの人びとに対して、「雇用、居住、社会保険、健康保険、教育および法によって規制されたその他の領域における差別があることに、懸念を有す」と述べている。

以上は、日本における性的指向や性自認を理由とした差別の一例であり、これらは具体的に解決される必要がある。性的指向や性自認を理由とした差別の問題は、法務省が「主な人権課題」（法務省人権擁護局2010：28-29）の一つとして指摘したり、2010年より「セクシュアルマイノリティを正しく理解する週間」⁴が開催されたりするなど、日本においても国レベルで問題化されつつある。社会福祉の領域においては、性的指向や性自認に基づく差別について、「こうした問題を人権侵害だと認めない社会の人権意識を問うていくことも、福祉で強調される『アドボカシー（弁護・支援）』の重大な課題」（東2005：159）であるという指摘もあり、性の多様性に関する事柄は、社会福祉の領域において大きな問題として論点となるべきである。しかし、そうした議論は未だ乏しいのが現状である。

以上の背景をふまえ、本稿では、日本において、人びとの性の多様性をめぐる問題を社会福祉的な課題として論じる際、どのような問題点が相互作用的に生起するのか明らかにすることを目的とする。

具体的には、第一に、日本において性の多様性をめぐる事柄が、どのように社会問題化されているのかを考察し、問題化の方法における問題点を明らかにする。第二に、社会福祉と人びとの性の多様性がどのような関連をもっているのかを考察し、そこから生起する問題を明らかにする。以上二点をふまえ、性の多様性をめぐる議論と、社会福祉をめぐる議論という二つにおいて、相互作用的に生起する問題を明らかにする。

なお、本稿における“性の多様性”という言葉について、若干の説明を加えておく。ガーフィンケル（Garfinkel, Harold）によるならば、現代社会において、自らの性のあり方を“正常”であると考える人びとにとっての“あたりまえ”な性構成とは、「人びとは、『自然に』『本来的に』『まず第一に』『最初から』『ずっと』『永遠に』男あるいは女」（Garfinkel 1967=1987：217）であるというものである。本稿では、この画一的な性別構成とは異なる様々な性のあり方を肯定的にとらえ、“性の多様性（sexual diversity）”と言い表す。

2. マイノリティ化の問題

日本において人びとの性の多様性に関する差別や人権の事柄は、どのように問題化されているのであろうか。また、その問題化の方法に、問題はないのであろうか。ここでは、2010年に初めて開催された、「セクシュアルマイノリティを正しく理解する週間」（以下、「理解する週間」）の開催趣旨を参照し、考察をおこなう。

「理解する週間」は、当事者団体による実

行委員会が主催となり開催された。これには、内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室、法務省人権擁護局という二つの国の機関が後援に付き、日本においても性の多様性に関する問題が、公的なものとして本格的に取り組まれ始めたことを示すものとなった。

「理解する週間」では、『「セクシュアルマイノリティを正しく理解する週間」について』と題して、以下の開催趣旨を掲げている。

「セクシュアルマイノリティ（同性愛者や性同一性障がい）は、人口の3～5%いると考えられていますが、その多くが中学・高校という思春期に、からだの性とところの性が一致しないことや、自分の性的指向について戸惑い、悩みを経験します。しかし、一般社会はセクシュアルマイノリティに対する偏見や差別があり、多くの人たちは誰にも相談ができず独りで悩んでいます。そして、からだの性とところの性が一致しない性同一性障がいの人や、同性を恋愛の対象とする同性愛の人たちは自らの性に困惑し、周囲への違和感と孤独感を強めていきます。孤立感が強い人ほど自尊感情が低く、抑うつ割合が明らかに高率であるという調査結果もでています。性同一性障がいや同性愛など、セクシュアルマイノリティに関する正確な情報を普及させ、当事者の声を広く集めるため、「セクシュアルマイノリティを理解する週間」を実施することとなりました。」⁵

この開催の趣旨において、もっとも特徴的なのが、「マイノリティ化する見解」(Sedgewick 1990=1999)に基づいているということである。Sedgewickによるならば、「マイノリティ化する見解」とは、「ホモ／ヘテロセクシュアル」を「相対的に固定された、少数の明確なマイノリティに作用する問題だと定義する

見方」(Sedgewick 1990=1999:10)であり、「ゲイとストレートとを別種の人間として対比させることが自然で自明なこと」(Sedgewick 1990=1999:118)であると考えられるのである。「理解する週間」の開催趣旨においては、「セクシュアルマイノリティ」、「同性愛者」、「性同一性障がいの人」などのカテゴリーで言い表される人びとは、集団として、それ以外の人びとは決定的に異なる人びとであると見なされている。そして、問題として挙げられている事柄は、その人びとに特有なものとして論じられているのである。具体的には、自身の性のあり方に困惑しながらも相談相手は無く、社会的な差別を受け、メンタルヘルスの状況も著しく悪いという、極めて深刻な状況にある人びととして問題化されている。

ある人びとを集団として、マイノリティ化することの意義は、いかなる点において見出すことができるのであろうか。「理解する週間」の開催趣旨において言及されている「孤立感が強い人ほど自尊感情が低く、抑うつ割合が明らかに高率であるという調査結果」を明らかにしたのは、日高庸晴である(日高2006, 2007)。日高は、自らの研究領域である医学分野におけるこれまでの動向について、「性的指向という視点で健康問題が分析されることや論じられることはなく、その事態はほとんど理解されていないのが現状」(日高2007:50)であると批判的に論じている。その上で、「マイノリティ化する見解」を採用し、「人口の3%～5%は同性や両性へ性的指向を持つ者(同性愛者や両性愛者)である」(日高2007:50)と考えることによって、それらの人びとについて論じているのである。このように、ある人びとを、“存在するが論じられていない人びと”と想定し、特異な存在として名付けることによって、これまでの視点においては論じられることのなかった事柄を、社会問題として取り上げることが可能

たらしめられているのである。これが、マイノリティ化することの一つの意義である。

では、「マイノリティ化する見解」に問題点はないのであろうか。「クィアする」(飯野 2008)ということを手掛かりに考察してみよう。元来“クィア(=queer)”という言葉は、「人を恥じ入らせる呼びかけ (shaming interpellation)」(Butler 1993: 226)として用いられていた言葉である。1990年代に入り、主に北米の“レズビアン”“ゲイ”と呼ばれる(自らを呼ぶ)人びとなどが、侮蔑語としてのクィアをあえて引き受け、自己主張をおこなうようになった。それによって、クィアは、『異性愛』に逆らおうとする政治ではなく、むしろ望ましいセクシュアリティのあり方にまつわる規範(norm)に逆らおうとする政治において有効な用語として再機能されていった(飯野 2008: 79)のである。

このような社会背景を受け、学問領域において、クィア・セオリー (Queer theory) という言葉を初めて用いたのはド・ラウレティス (de Lauretis, Teresa) である。ド・ラウレティスは、クィア・セオリーとは、「慣習的に認められた (established)、ときに便利な一定の形式 (formula) からのある程度批判的な距離を示すことを意図」(de Lauretis 1991: 4) するものであったと述べている。飯野は、クィア・セオリーの問題系として「より重要なのは、ここでド・ラウレティスが『批判的な距離』を置こうとしている『一定の形式』の中には、レズビアンやゲイにとって抑圧的な言説だけではなく、かれらにとって解放的な言説も含まれていたという点である」(飯野2008: 80) といい、パースペクティブとして「クィアする」ということを提示している。

ある人びとをセクシュアル・マイノリティとしてマイノリティ化する言説を、「クィアする」ということを手掛かりに考察してみよう。すなわち、セクシュアル・マイノリティ

に関する社会問題を顕在化するという、一見すると全面的に支持し得るような言説を批判的に検討してみるのである。そうすると、そこには意義だけではなく、問題点も見えてくる。それは、本質主義的にカテゴリーが用いられることの問題である。マイノリティ化は、その対象を指し示すカテゴリーを、普遍化し絶対化するという本質主義が採用されることによって成立する。これを構築主義的な視点から批判的に言及するならば、「本質主義とは、多様であるはずの諸特性を、時空を超えた本質に還元し、内部においては同質性を、外部に対しては特異性を絶対化する思考である」(伊野 2001: 191) ということができる。

つまり、「正しく理解する週間」においては、「セクシュアルマイノリティ」、「同性愛の人びと」、「性同一性障がい」などのカテゴリーが人格に結びついた本質的なものとして用いられており、そのカテゴリーによって指し示される人びととそれ以外の人びとの間には、絶対的な差異が存在するとされている。すなわち、「同性愛の人びと」は、はじめから、永遠に「同性愛の人びと」であると考えられているのである。それによって、マイノリティ/マジョリティという二項対立的な構図が固定化されている。そして、告発されている問題はマイノリティのみに生じる事柄として位置付けられているのである。こうして、一方的に理解される側のマイノリティと、理解する側のマジョリティという非対称的な関係が構築されているのである。しかし、「理解する週間」において問題化されていた、性についての悩みを抱えても相談相手が皆無であるという事柄一つをとっても、多くの子どもたちに共通する問題であり、マイノリティのみに作用する問題だとは言えないのではないか。

また、カテゴリー内部の差異が無化されることにより、差別や抑圧の経験は一元的なものとしてとらえられてしまっている。これに

よって、多様な支援の可能性が閉ざされてしまうであろう。

では、ある人びとをマイノリティ化し、社会問題として論じる言説は、どのようにして生産されているのであろうか。先に挙げた日高の研究を再び見てみよう。日高は、人びとを、同性愛者、両性愛者、異性愛者というカテゴリーに分類する際、性的指向という概念を用いている。日高は、性的指向を以下のように説明している。

「この性的指向は自ら選択できるものではなく、多くの異性愛者が『思春期の頃に気付いたら異性に興味をもっていた』ということと同様に、ゲイ（同性愛）・バイセクシュアル（両性愛）男性の多くも『気づいたときには同性に関心を持っていた』と答えている」（日高 2006：580）

日高は、性的指向とは生まれついでのものであり、“気づかれるもの”として個々人の内面に存在するものとして論じている。つまり、ある人が、異性愛者、あるいは同性愛者（ゲイ）や両性愛者（バイセクシュアル）というカテゴリーのいずれに分類されるのかは、本人の意思や選択、あるいは行為などとは無関係に決定されるということである。そして、“者”と言い表されるように、これらのカテゴリーは人格と結びついたものであり、人びとにとっての本質を表すものとして用いられているのである。このように、ある人びとをマイノリティ化する言説の生産は、権威を持つ専門家としての他者、すなわちここでは研究者によって外部からなされている。

だが、誰がマイノリティ化されたカテゴリーによって指し示されるべきであるかの決定は、もっぱら外部からなされるわけではない。例えば、鶴田幸恵は、性同一性障害とは、「他者執行とも自己執行とも言えないような奇妙なカテゴリー」（鶴田2009：148）であると論

じている。性同一性障害というカテゴリーは、権威を持つ専門家としての医療者によって決定されるカテゴリーでありながら、「コミュニティ特有の基準を運用し、序列を作り、ふさわしくないとと思われる人を排除することで、正当性を強めようとしている」（鶴田2009：148）ということが明らかにされている。これは、正当性をもって社会に受け入れられるための実践を当事者自身がおこなっているということの例である。そして、その実践は、カテゴリー内部での、排除／被排除という形をもっておこなわれているのである。

こうした例から考察すると、マイノリティ化が外部からおこなわれるか、あるいは集団の内部においておこなわれるかは、それほど重要な問題ではないといえるであろう。問題なのは、いずれの場合においても、誰がそのカテゴリーで指し示されるのか／されないのかの決定は自由におこなわれているわけではなく、ある種の権力の動員によっておこなわれているということである。換言するならば、誰がマイノリティ化されたカテゴリーによって指し示される者として相応しいのかを決定する実践は、他者執行はもとより、自己執行においても、その集団内の“権威を持つもの”によっておこなわれているということである。

以上のように、人びとの性の多様性に関する差別や人権をめぐる事柄は、ある人びとをマイノリティ化することによって問題化されている。マイノリティ化の問題点は、カテゴリーによって言い表される人びとの内部に対しては同一性を強い、外部に対しては差異を固定化するということである。そして、マイノリティ化をめぐる、誰がそのカテゴリーで指し示されるべき対象であるかの決定には、ある種の権力が動員されているのである。

3. 社会福祉と性の多様性の関係

社会福祉という言葉を用いる以上、それが

何を指し示しているのかという問いを立て、それへの答えを求めることは必然かもしれない。しかし、そもそも社会福祉がいかなるものであるのかという問いに対して、明確な答えを提示することは困難である。困難ではありながらも、社会福祉の研究は、その問いを解明することを基軸として展開されてきたものでもある(古川2003:7-8)。本稿ではそれらの既存研究に敬意を表しつつも、その議論の内容それ自体からは距離をおく。本稿における関心は、社会福祉がいかなるものであるかという定義そのものではないからである。ここでは、人びとによって、社会福祉という言葉を用いて論じられてきたこと、あるいはその言葉によって言い表されるものとして実践されてきたことと、人びとの性の多様性がどのような関係にあるのかを明らかにする。

レズビアンであることをカミングアウトしている政治家の尾辻かな子は、人びとの性の多様性に関して、「大きな二つの問題」(尾辻2006:7)を指摘している。それは、セクシュアル・マイノリティと言いつた子どもたちの現状と、同性パートナーの法的保障という二つの事柄である。これら二つの問題についての研究動向を概観するならば、例えば、子ども(あるいは若者、若年者など)に関する議論としては、メンタルヘルスの視点からのもの(日高2006、2007)、家庭や学校における困難に関するもの(渡辺2006、杉山2007、加藤2008、福岡・黒坂2008、加藤・渡辺2010)などがある。同性パートナーの法的保障に関する先行研究も、その賛否も含めて様々な議論がある(杉浦2004、堀江2010など)。これらは研究分野の違いや、問題の設定の差異があり、また非常に大きな程度の差異がありながらも、いずれも何らかの形で社会的支援や法整備の必要性を訴えているもの(あるいはその賛否を論じているもの)として位置付けることができるであろう。

また、先述したように、国連の自由権規約

委員会は、日本政府に対して改善勧告をおこなっている。そこで取り上げられている雇用、居住、社会保険、健康保険、教育および法の領域における差別は、解決のための具体的施策が必要なものである。

社会福祉がいかなるものであるのかという問いに対して、明確な答えを提示することは困難であると先に述べたが、一つには、「人びとの生活を支援する営み」(中村2010:21)という言葉がある。社会福祉とは、何らかの形で人びとの支援に関するものであるという極めて雑駁な“定義”は概ね了承されるものではないかと筆者は考える。そのように考えるならば、現在、性の多様性に関して論じられている諸問題は、社会福祉の領域が扱うもの、あるいは、何らかの形で接点を持つものであるということができるであろう。

社会福祉という言葉によって言い表される実践の一つとして、ソーシャルワークがある。『社会福祉辞典』(庄司・木下・武川・藤村編)によるならば、ソーシャルワークは、「社会福祉実践において使用される専門的な方法・手段・技術の総称であり、『実践としての社会福祉の中核的な概念である』」(庄司・木下・武川・藤村編1999:661)と規定されている。

北米のソーシャルワーク研究において、性の多様性に関する問題は、積極的に論じられてきた。特にスクールソーシャルワークに関しては、その議論は活発である。例えば、学校という多様な性のあり方が攻撃される空間において、「スクールソーシャルワーカーは生徒たちがいやがらせを受けた際に、相談できる人材になるよう努力しなければならない」(Allen-Mears 他2000=2001:403)と、その役割の重要性が論じられている。また、「学校の教育的な風潮を調査・分析するには、ゲイやレズビアンの子どものニーズや、もしあるのであれば、このような生徒が利用できる資源についての調査を含めなければならない」

(Allen-Mears 他2000 = 2001 : 402) と、具体的な実践についても論じられている。北米におけるソーシャルワーク実践では、一つの対象として、人びとの性の多様性に関する事柄は論じられているのである。

このような状況は日本におけるソーシャルワークの状況とは全く異なる。日本におけるソーシャルワークの領域においては、性の多様性はほとんど問題にすらされていない。ソーシャルワーク以外の領域についても、状況はさほど変わらないであろう。つまり、結論的なことから述べるならば、社会福祉と性の多様性は、ほとんど関連を持って論じられて来なかったのである。

それだけではない。例えば、介護領域における、性に関する記述を見てみよう。2010年に出版された『介護福祉用語辞典』（中央法規出版編集部編）の5訂版においては、「性欲異常」という項目が設けられ、以下の記述がある。

【性欲異常】 性欲に関する異常をいう。量的異常として性的不能、冷感症等と質的異常（性的倒錯）として同性愛、露出狂、フェティシズム等がある。（中央法規出版編集部編2010 : 224）

こうした記述が、“辞典”にそのまま放置されているということは、介護の領域における性の多様性をめぐる議論の貧困を示しているといえるであろう。「性的不能」「冷感症」「同性愛」「露出狂」「フェティシズム」などを並列にし、すべて「異常」という一言で括った記述は極めて差別的であり、早急に改められるべきである。

北米における社会福祉の文脈と比較するならば、性の多様性を論じることはほとんどなされておらず、差別的な言説も見られるというのが、日本における社会福祉と性の多様性の関係である。だが、このような現状から、

社会福祉の領域が特別に差別的であるとは言いきれないのではなかろうか。このような状況は医学領域（日高2007）や教育学領域（渡辺2005）、あるいは歴史学領域（星乃2006）においても指摘されてきた事柄である。これ学問領域において差別的な振る舞いが存するということは、そもそもそれを取り巻く社会全体が差別的だということであり、全社会的な問題である。

このような性の多様性に関する議論の無さや、差別的言説の存在以前の、日本における社会福祉の文脈においては、“性”そのものが主題として論じられること自体がほとんどなかった。そうした現状を指摘してきたものとして、一つはフェミニズムであり、もう一つは障害学である。

フェミニズムは、「(1) 社会福祉の中の『セクシズム批判』」、(2) 「ソーシャルワーク実践への取り込み」、(3) 「『福祉国家』のなかの『セクシズム』批判」（杉本1993 : 37）という3つの方向から、社会福祉を再検討してきた。これは、単に“女性の問題”を付け加えるという方法ではなく、社会福祉における男性中心主義的な構造そのものを問うものである。

障害学の議論においては、「非障害者が気づかずに遂行してしまっているような〈常識〉を、〈障壁〉として経験することで、苦悩したり、〈常識〉の側を問い返したりせずにはいられない状況に置かれてきた集団」（瀬山2005 : 128）としての障害者が、これまでも積極的に性に関する問題を語ってきたということが論じられている。そこでは、異性介護の経験から、「自分を『中性』だと思ってきた」（瀬山2005 : 131）経験や、障害者と“性”について論じる場ではいつも異性愛中心であることを批判するものなど（瀬山2005 : 160-163）、障害当事者の語りが記されている。これらは社会福祉の対象内部の多様性を示すものである。

以上にあげた、社会福祉の領域における“性”のあり方に対する批判からは、社会福祉がその対象に対して持つ“まなざし”を見てとることができる。東優子は、社会福祉において、ある個人が「ニーズとして表明したところで、それが『主観的な望み、欲求、あるいは選好にすぎない』と判断されてしまうこと」（東2005：131）があると論じている。その一方で、「本人がニーズとして認識していない場合であっても、『人間にとって、普遍的な、客観的に必要なもの』と判断されること」（東2005：131）もあるという。すなわち、何がニーズであるかを決定するのは、本人ではない（あるいは、本人とは限らない）ということである。これは、社会福祉の対象と、それを論じる側（あるいは支援する側）との距離感であり、非対称的な権力関係である。また、先述した、ある女性の障害者が、「自分を『中性』だと思ってきた」（瀬山2005：131）と語ったことを例として考察してみると、援助する側のあり様が対象の自己認識を規定していることがわかる。この例からも、社会福祉における、援助する側と対象とが、非対称的な権力関係にあることが見て取れる。

以上のように、性の多様性に関する差別や人権の事柄は、社会問題化されながらも、社会福祉とはほとんど関連を持って論じられて来なかったというのが現状である。また、そもそも“性”について論じられることがほとんどなく、フェミニズムや障害学の視点から指摘されてきた。それらの指摘から見えてくる問題は、社会福祉を論じる側（あるいは支援／援助する側など）と、その対象との距離感や非対称的な権力関係である。

4. 社会福祉における対象

社会福祉における対象への“まなざし”がいかなるものであるのかを、ここでは考察す

る。

坏洋一は、社会福祉における基本的な“まなざし”とは、『『対象』への肩入れ』（坏2010：128）であると論じている。この“まなざし”は、社会福祉における社会福祉対象論の位置付けにおいて、端的に表れている。対象を論じるという実践は、社会福祉において、どのようなものとして位置付けられているのであろうか。古川孝順は、「ある意味で、社会福祉についての議論は、その対象についての議論に始まって対象についての議論をもって終わる、とって過言ではない」（古川1994：96）と述べ、また、対象について論じることは、「社会福祉研究のいわば起点である」（古川2003：8）とも述べている。対象を論じるということに対するこうした姿勢こそが、社会福祉が根源的に持つ性質を最もよく表している。すなわち、対象論を重要なものとして位置付けるほどに、社会福祉には、対象への肩入れという“まなざし”が存在するのである。

では、社会福祉において重要なものとして位置づけられる社会福祉対象論の実践は、どのような意味を持つのであろうか。古川によるならば、社会福祉の対象とは、「歴史的社会的な政策・制度としての社会福祉が働きかける対象」（2003：3）である。これは、一方では、「貧困者、子ども、高齢者、障害者というように、利用者を年齢、性別、身体的あるいは知的機能の状態など一定の属性を共有する人びとから構成される集団として」（古川2003：115）、もう一方では、「一定の課題状況として」（古川2003：115）把握されるものであるという。そして、社会福祉対象論の課題とは、以下の疑問に対する解答を得ようとする試みであると論じている。

- ① 社会福祉の利用者はどのような人びとなのか。
- ② それらの人びとはいかなる状況にお

かれた人びとなのか。換言すれば、彼らはいかなる資格において社会福祉を利用し、あるいは利用しようとしているのか。

- ③ 社会福祉利用者のおかれている状況、あるいは彼らがかかえている課題状況はいかなる性格をもっているのか。
- ④ そのような課題状況はどのような背景や経緯のもとに形成されるのか。

(古川2003：114)

このように、社会福祉対象論においては、①対象者そのもの、②対象である資格、③対象の状況や課題状況、④課題状況の生じる背景が論じられる。つまり、対象論を論じる実践とは、いうまでもなく対象を規定する実践であるが、そこで対象は、差異なき画一的な集団や課題状況として固定化されるのである。

これは、社会福祉による、対象への本質主義的な振る舞いである。この振る舞いは、社会福祉対象論を媒介としてなされている。そして、社会福祉における社会福祉対象論の位置づけからもわかるように、この本質主義的な振る舞いは、社会福祉にとって非常に根深いものであるということができよう。

以上のように、社会福祉における対象への“まなざし”とは、対象への肩入れである。そして、それは、社会福祉対象論を媒介とし対象へ本質主義的な振る舞いおこなっているのである。

5. 理論的考察

ここまでの議論で明らかにしたことを振り返り、性の多様性をめぐる議論と、社会福祉をめぐる議論という二つにおいて、相互作用的に生起する問題について考察をおこなう。

性の多様性をめぐる議論において問題として明らかになったのは、本質主義的なカテゴリ使用による外部に対する差異の固定化と、

内部に対する差異の無化というマイノリティ化の問題である。社会福祉をめぐる議論において明らかになったのは、社会福祉における、支援する側・論じる側と、支援される側・論じられる側、すなわち社会福祉の対象と、非対称的な権力関係にあるということである。そして、対象論を媒介として、社会福祉は対象に対する本質主義的な身振りやまなざしをとっている。

構築主義的な立場から考察すると、これらは、いずれも、知識の構築は権力と結びついておこなわれるということと深く結びついた問題として明らかになる。千田は、バー⁶の定義を参照しながら、構築主義的なアプローチのメルクマールとして以下の3点を挙げている。それは、①「社会を知識の観点から検討しようという志向性を持つこと」、②「これらの知識は、人びとの相互作用によってたえず構築され続けていることについて、自覚的であること」、③「知識は（狭義の意味での制度だけではなく）、広義の社会制度と結びついていると、認識していなくてはならない」という3点である（千田2001：4）。

ここでもっとも重要なのが、3点目にあげられた視点である。これまでの議論で明らかになったことを、この視点から考察しよう。セクシュアル・マイノリティの問題化においては、誰がマイノリティ化されたカテゴリーで指し示されるかの決定は、本人によっておこなわれているわけではなかった。それは、カテゴリー外部の専門家としての研究者や、内部の“権威あるもの”によっておこなわれていたのである。また、社会福祉の対象を考えると、本人の意思とは無関係にサービスの決定がなされたり、対象論を媒介にして、援助者や研究者によって対象は差異なく規格化されたりしていた。

ここから、性の多様性をめぐる議論と社会福祉をめぐる議論に共通の問題が明らかになる。それは、定義権力（=Definitionsmacht：

独、power of definition：英）の問題である。

定義権力とは、性暴力の定義をめぐるフェミニズムの議論において、ドイツや北米などにおいて用いられ始めた概念である。ラディカル・フェミニズムの論客として著名なブラウンミラー（Brownmiller, Susan）は、何が強姦であるかという定義付けが、どのようにおこなわれているのかという議論において、定義権力について以下のように論じている。女性にとっての強姦の定義は極めて単純であり、「肉体的・情緒的・理性的な全体性への意図的な侵犯であり、強姦の名に値する人間性を戒める暴力行為」（Brownmiller 1975 = 2000 : 298）として規定される。しかし、社会的な強姦の定義は、女性の受ける苦痛とは全く無関係なところにある。20世紀以前の初期の法律においては、「父親の娘の純潔を盗むこと」（Brownmiller 1975 = 2000 : 298）として規定され、女性を所有物として見る考え方に立脚していた。

ブラウンミラーは、20世紀においてもこの考え方は根本的には変わらないと指摘した。米国の法廷において強姦であると見なされる行為は、「性器の結合を特徴とする異性間の不法行為」（Brownmiller 1975 = 2000 : 301）である。すなわち、男性器の女性器への挿入以外は強姦とは定義されず、これは被害者の苦痛や損害とは無関係な定義である。また、法による強姦の定義とは、「妻以外の女性に対して強制的に性行為を行うこと」（Brownmiller 1975 = 2000 : 304）であり、妻の意に反しておこなわれる強制的な性行為は、強姦とは問われないのである。このように、ブラウンミラーは、何が強姦であるかを定義付ける力、すなわち定義権力は、男性的な基準によって、専門家との権威存在である法律家によってなされていると指摘したのである。

このような議論を参照するならば、性の多様性をめぐる議論においても、社会福祉をめ

ぐる議論においても、誰が対象として問題化されるかをめぐって、専門家や社会構造的に力のあるものによって、定義権力が行使されていることが明らかになる。それだけではない。他者から一方的に定義付けられるというだけではなく、他者の持つ定義権力は、自分自身を定義付けることにも力を及ぼしているのである。

これは、性の多様性をめぐる議論と、社会福祉をめぐる議論において、相互作用的に生起する問題である。性の多様性を論じる際に、マイノリティ化することで生じる問題を問うことなく、単に“セクシュアル・マイノリティの社会問題”として、言わば付け足し的に社会福祉の議論に接続するならば、社会福祉の持つ対象への本質主義的なまなごしは維持されてしまうであろう。一方、社会福祉における対象との不均衡な権力関係、対象を本質主義的に把握するまなごしを維持したまま、性の多様性を論じるならば、ある人びとをマイノリティ化することは必然となるであろう。

以上のように、日本において、人びとの多様な性をめぐる問題を社会福祉的な課題として論じる際、定義権力が対象を本質主義的に規定するという問題が相互作用的に生起するのである。

考察の最後に、定義権力の問題を解決するための、今後の議論の方向性を簡単に提示しておく。性の多様性をめぐる問題を論じる際、まず、“セクシュアル・マイノリティの社会問題”という論そのもの自体を支持しながらも、そのカテゴリーの同一性のもとでは覆い隠されている非同一性を明らかにすることが必要である。その上で、カテゴリーは絶対的なものではなく、状況に応じて生成されるものとして脱本質化される必要があるだろう。現状において用いられているカテゴリーが本質主義的なものであり、ある人びとを排除するものであるからといって、新たなカテゴリーを生成することは問題の解決にはならない。

なぜならば、そのような継ぎ足し的な方法は永続的に新たなカテゴリーの生成を要求するものであると同時に、いま用いられているカテゴリーの本質主義的な規定は不変のものとして残るからである。

こうした方向性は、福祉対象論の見直しにもつながるものである。坏は、『『救済者の論理』をすてさるのなら、社会福祉には『所得やケアの提供による必要充足』という空間が残る』(坏2002:134)と論じている。これは、社会福祉の持つ本質主義的な“まなざし”への批判から導き出される議論である。続けて坏は、「必要充足空間には特権的な供給・利用の『主体』は存在せず、それゆえ『対象』も対応様態やその主体に応じてそのつど生成・構成されるとみなす」(坏2002:134)と論じ、多様な差異に開かれた社会福祉の枠組みを提唱している。

これらを参考に、性の多様性をめぐる議論と、社会福祉をめぐる議論は、相互作用的なものとして生起する定義権力の問題を中心的な論点として双方向的に論じることが、今後の議論の一つの方向性としてあげられる。

6. 結論

これまでの議論を整理しよう。本稿では、世界的な潮流として、性の多様性に関する事柄が、人権における一つの重要な課題となりつつある現状において、人びとの多様な性をめぐる問題を社会福祉的な課題として論じる際、どのような問題点が相互作用的に生起するのか明らかにすることを目的として設定した(1節)。結論の前に明らかにしたのが、以下の3点である。第一に、人びとの性の多様性に関する差別や人権をめぐる事柄は、ある人びとをマイノリティ化することによって問題化されており、カテゴリー内部に対しては同一性を強い、外部に対しては差異を固定化するという問題があることを明らかにした

(2節)。第二に、性の多様性に関する差別や人権の事柄は、社会福祉とはほとんど関連を持って論じられて来なかったということを明らかにした(3節)。第三に、社会福祉において、対象への本質主義的な振る舞いがあることを明らかにした(4節)。

以上の明らかにされた点を考察したうえで導き出されたのが、人びとの多様な性をめぐる問題を社会福祉的な課題として論じる際、定義権力が対象を本質主義的に規定するという問題が相互作用的に生起するということである(5節)。これが、本稿における結論である。

考察の最後では、今後の議論の方向性を提案した。それは、相互作用的なものとして生起する定義権力の問題を中心的な論点として、性の多様性をめぐる議論と、社会福祉をめぐる議論を双方向的に論じるというものである。

この議論は、性の多様性をほとんど問題として来なかったという点のみから社会福祉を批判したり、社会福祉の側から性の多様性に対する理解しがたさを吐露したりするのみにとどまるような、単方向的な関係とは異なるものである。別の言い方をするならば、相互作用的に生起する問題を媒介にすることによって、性の多様性をめぐる議論と、社会福祉をめぐる議論が有機的なつながりを持つ可能性に開かれているということである。今後、こうした議論はいかにして可能たらしめられるのかという課題を、さらに考察していかなければならないであろう。

注

- (1) 採択された決議の全文邦訳は以下の通り。「岩手レインボー・ネットワーク」による翻訳(<http://ameblo.jp/iwaterainbownetwork/entry-10925895039.html> 2011/08/24アクセス)に、一部筆者改訳

「人権理事会は、世界人権宣言や、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的・政治的権利に関する国際規約

等の人権文書に謳われている人権の普遍性、相互依存性、不可分性、相互関係性を想起する。

世界人権宣言が、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であると確認していること、並びに、すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、民族的出自、社会的出自、財産、門地その他の地位など、いかなる事由によっても差別されず、世界人権宣言に定められたすべての権利と自由を享受できることを想起する。

すべての人がいかなる種類の差別なく、また、公平で平等にあらゆる人権と基本的自由を保障されることに対し、普遍的な尊重を促進する責任が人権理事会にあるとした総会決議60/251を想起する。

世界のすべての地域において、個人に対し、性的指向及び性別自認を理由とした暴力や差別の行為が加えられていることについて懸念を表明する。

1. 人権高等弁務官に対し、世界のすべての地域で、性的指向及び性別自認を理由とした差別的な法律や慣習、個人に対する暴力行為、並びに、差別に関するいかなる免責も排除するために国際人権法がどのように適用されているのかを明らかにするため、2011年12月までに調査を行うよう要請することを決める。

2. さらに、人権理事会の第19期会中に、人権高等弁務官による調査の報告を受けるとともに、性的指向及び性別自認を理由とした差別的な法律や慣習、暴力的行為に関する建設的で見識あり、かつ、透明性ある対話を行うために、討論会を開催することを決める。

3. さらに、討論会においては、人権高等弁務官による調査に係る勧告に対処するための適切なメカニズムについて議論することを決める。

4. この優先的課題に、引き続き取り組むこととする。」

(2) <http://www.hrw.org/ja/news/2011/06/17> (2011/08/24アクセス)

(3) <http://www.amnesty.or.jp/modules/news/article.php?storyid=922> (2011/08/24

アクセス)

(4) “Sexual minority”という元来の英語表記を考えると、日本語でのカタカナ表記は「セクシュアル・マイノリティ」とするのが適切であると筆者は考える。しかし、「セクシュアルマイノリティを正しく理解する週間」は固有の名称であるため、当該箇所では「セクシュアルマイノリティ」という表記に従う。

(5) <http://www.lgbt-week.jp/pc/about.html> (2001/08/24 アクセス)

参考文献

坏洋一 (2002) 「批判的福祉対象論にむけての試論」長崎国際大学編『長崎国際大学論集』第2巻：127-137。

Allen-Meares, Allen・Washington, Robert O.・Welsh, Betty L. (2000) *Social Work Services in Schools*, Prentice Hall College Div. (= 2001、山下英三郎監訳『学校におけるソーシャルワークサービス』学苑社)。

Brownmiller, susan (1975) *Against Our Will : Men, Women and Rape*, Martin Secker & Warburg Ltd. (= 2000、幾島幸子訳『レイプ・踏みにじられた意思』勁草書房)。

Butler, Judith (1993) *Bodies That Matter : On the Discursive Limits of “Sex”*, New York & London : Routledge.

de Lauretis, Teresa (1991) “Queer Theory : Lesbian and Gay Sexualities : an Introduction”, *differences: A Journal of Feminist Cultural Studies*, 3(2) : 3-18.

Garfinkel, Harold (1979) “Passing and the managed achievement of sex status in an ‘intersexed person’ part I an abridge version,” *Studies in Ethnomethodology*, New York : Irvington Publisher, 116-185. (= 1987、山田富秋・好井裕明・山崎敬一編訳「アグネス、彼女はいかにして女になり続けたか」『エスノメソドロジー——社会学的思考の解体』せりか書房：217-295)。

日高庸晴 (2006) 「ゲイ男性の抱える苦悩—生育歴と自殺未遂—」『保健師ジャーナル』62 (8) : 1060-1063。

日高庸晴 (2007) 「社会調査から見た性的指向と健康問題」神戸女学院大学女性学インスティテュート編『女性学評論』：49-66。

- 東優子 (2005) 「福祉とセクシュアリティ—医療と福祉の谷間に埋没してきた『からだ・性』」葛生栄二郎編『人間福祉学への招待—未来をひらく福祉入門』法律文化社：130-165。
- 星乃治彦 (2006) 『男たちの帝国—ヴィルヘルム2世からナチスへ』岩波書店。
- 堀江有里 (2010) 「同性間の〈婚姻〉に関する批判的考察：日本の社会制度の文脈から」社会システム研究所編『社会システム研究』21：37-57。
- 法務省人権擁護局 (2010) 『平成22年度 人権の擁護』。
- 福岡安則・黒坂愛衣 (2008) 「若者当事者に支援を！—20代ゲイ男性からの聞き取り—」『日本アジア研究』第5号。
- 古川孝順 (2003) 『社会福祉原論』誠信書房。
- 飯野由里子 (2008) 「『クィアする』とはどういうことなのか？」日本女性学会誌15号編集委員会編『女性学』vol15：78-83。
- 伊野真一 (2001) 「構築されるセクシュアリティ—クィア理論と構築主義」上野千鶴子編『構築主義とは何か』頸草書房：189-122。
- 伊野真一 (2005) 「脱アイデンティティの政治」上野千鶴子編『脱アイデンティティ』頸草書房：43-76。
- 加藤慶 (2008) 「“クィア”な幼年期から高校時代—関東地方に住む20歳代前半の性的マイノリティ男性Aさんのライフストーリー—」目白大学編『目白大学 総合科学研究』第4号：25-34。
- 尾辻かな子 (2006) 「We are everywhere! 地域に生きる同性愛者たち」金沢大学編『Cures newsletter』72号：6-8。
- 庄司洋子・木下康仁・武川正吾・藤村正之編『社会福祉辞典』弘文堂。
- Sedgwick, Eve Kosofsky, (1990) *Epistemology of the Closet*, University of California Press. (=1999、外岡尚美訳『クローゼットの認識論』青土社。)
- 千田有紀 (2001) 「構築主義の系譜学」上野千鶴子編『構築主義とは何か』頸草書房：1-41。
- 瀬山紀子 (2005) 「障害当事者運動はどのように性を問題化してきたか」倉本智明編『セクシュアリティの障害学』明石書店：126-167。
- 杉本貴代栄 (1993) 『社会福祉とフェミニズム』頸草書房。
- 杉浦郁子 (2004) 「同性間パートナーシップ制度の要求とは：同性愛者の公的な承認をめざして」アジア女性資料センター編『わたちの21世紀』37：26-29。
- 杉山貴士 (2006) 「性的違和を抱える高校生の自己形成過程：学校文化の持つジェンダー規範・同性愛嫌悪再生産の視点から」横浜国立大学技術マネジメント研究会編『技術マネジメント研究』5号：67-79。
- 鶴田幸恵 (2009) 『性同一性障害のエスノグラフィ—現象学の社会学』ハーベスト社。
- 中央法規出版編集部編 (2010) 『介護福祉用語辞典5訂版』中央法規。
- 渡辺大輔 (2005) 「若年ゲイ男性の学校内外での関係づくり」日本教育学会編『教育学研究』72(2)：38-47。